

開催日時 R5年11月5日(日) 19時から オンライン会議

出席者 赤石理事長、鈴木、乾、佐藤敬、橋内、田村、斎藤(傳)、石塚 飯島、木村  
(記)

1. 報告事項

1. 各委員会報告

① 会員・海事思想普及委員会

- ・親子ヨット教室 7/22～8/19計 5 回開催、毎回20人から30人参加
- ・ヨット体験帆走 8/12予定も台風接近により中止
- ・第2回セーリングツアー 9/9～10 鮎川港 台風接近により中止
- ・第3回セーリングツアー 10/22 仙台湾クルーズ後小浜港で芋煮会  
参加艇 13艇、参加者 56名

② レース委員会

- ・親潮北上レース 8/11 参加艇 2艇、参加者 8名
- ・Y23日本グランプリ 9/2～3 参加艇 10艇、参加者 50名
- ・七ヶ浜町長杯レース 9/23 参加艇 8艇、参加者 40名

③ 安全委員会

- ・C棧橋の陸電利用について注意喚起を行なった(HPにて) 8/1  
「安全上のため帰宅時にはソケットを外す」こと励行呼びかけ
- ・SUP立ち入エリアの順守要請 港湾事務より HPへ掲載 9/4  
漁船係留付近への立ち入りや港湾出口での滞留を行なわないこと

④ 泊地委員会

A 棧橋水深及び海底調査 (株朝日海洋開発へ依頼)

潜水調査に当たり宮城海保へ許可申請 9/26

嵯峨、旧エスポ、カヤ、ベイシベルの4艇 10/2調査実施

嵯峨：キール下に岩の為、2mずらす カヤ、ベイシベル：キール部分の底が  
押し固められたもの、旧エスポ：ヘドロ、砕ける砂であり除去は可

⑤ 広報委員会

各委員会活動の適宜アップデート、お知らせコーナー、会員への連絡を実施  
MORCの顔としてホームページを更新

⑥ 総務委員会

- ・インボイス制度への対応について赤石会計事務所へ相談 8/17、21 橋内、木村  
大きい括りとして収入が¥1000万円を超えると本制度の対象となる。会費、賛  
助金、寄付金は対象外であるが棧橋事業は課税対象となる。但し、今回新たに  
七  
十七銀行よりセイルヨットへの解決金として¥2800万円の融資を受けており、  
この性格は代物弁済のための貸付金と見なすことができる。従い、所有権が移  
転  
する2年後まではインボイス制度は適用外と考えられる。

従い、当面MORCは非課税事業者として活動することになる。

- ・新規艇登録申込及び係留申請 「doux SOIYA」 ベネトーオセアニス40.1  
田中兵弥さん 8/7申込 10/ A14 (旧エスポ) へ係留
- ・総務省東北総合通信局より「外資規制に関する事項の届け出書」9/4提出  
理事監事の日本国籍を有する証明として海技免状写し添付
- ・B棧橋設置工事完 (8月上旬)  
及び工事費の支払い 棧橋会計より立替払い 9/1 ￥2,714,679円  
B棧橋利用者から返済、7年払い (A,C棧橋返済期間に準拠)

⑦ 11/27 JSAF来訪の件 (赤石理事長より)

万馬JSAF会長以下5名来訪し小浜港並びに現況視察予定。前日に閉上、松島ハーバーを視察、翌日宮古へ移動。赤石理事長、館石さん対応予定。資料はY23日本グランプリやフリート活動の様子、ハーバー水深問題等について。

## 2. 審議事項

### (1) A棧橋海底掘削の進め方について

#### ①費用見積

1艇分 ￥36万円、4艇分 ￥145万円

門題は今回掘削しても何年か後に土砂が堆積して元に戻る点です。が、各艇の被害を最小限に食い止める点で一定の効果はあると考える。また港湾に浚渫を要請する点でも説得力が出てくると考えます。

#### ②棧橋会計状況

10/5現在の棧橋会計残高 ￥8,372,351円

今後の支出予定 ①+②+③ ￥1,844,603円

12月末残高 ￥6,527,848円

- ① A棧橋ローン ￥191,512円 × 3か月
- ② 和解金借入返済 ￥369,972円 × 3か月
- ③ 潜水調査費 ￥160,000円

従って4艇分掘削費用の支払いは可能

【対処方結論・・・嵯峨の海底は岩なので他のバースへ移動を考える。  
また掘削については実施の方向で検討する。】

## 2. 定期総会までの日程について

- ① R6年度事業計画及び予算案策定 11/18 (土)
- ② 理事会審議 11/19 (日)
- ③ 製本発送 11/27の週
- ④ 総会開催日 12月9日 (土) 午後2時から行なう

(3) 井上会員の処遇と今後の進め方

除名の方向の場合、定款に則り本人出席の上、総会にて審議決定

【定款8条（除名）】

- ① 定款、規則に違反したとき
- ② 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な理由があるとき

2項 総会1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない

【定款14条3項】

「正会員総数の2/3以上に当たる多数をもって決する」

- ④ 除名事由の説明...赤石理事長

【参考資料】

A 棧橋訴訟記録によるとR5年3月23日第2回口頭弁論の速記録18ページ

MORC弁護士の白根澤代理人から

『協会の定期預金を勝手に解約したことがあるとからというふうに書いているけどその通りなんですか。』という質問に対し

『そのとおりです』 井上被告人

更に白根澤代理人から

『幾らくらいの金額だったんですか。』

『1000万ちょっとだと思います。1200万か300万円ぐらい、今記憶ないですけど』 井上被告人

『それはどうされたの』

『それは、当時の理事長がお金を貸してくれて、当時の理  
事長に返済をすすめると。』 井上被告人

以上